

教第 28 号議案

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を制定するに当たり，教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月 19 日教委規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 28 年 8 月 23 日提出

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

平成 28 年 8 月 23 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助

教委健第 1184 号
平成 28 年 8 月 23 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助様

神戸市長 久元 喜造

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき，神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年 1 月第 41 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局指導部健康教育課）

「神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例」の一部改正の件

1. 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第99号）」の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

2. 改正内容

「神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を次のように一部改正する。

附則第4条第1項の表及び同条第3項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例附則第4条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

3. 市会への上程

平成28年度第2回定例会市会に上程する予定。

(参 考)

神戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

(他の法律による給付との調整)

第4条 年金たる補償の額は，当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には，当分の間，この条例の規定にかかわらず，この条例の規定（第18条の2を除く。）による当該年金たる補償の額に，当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては，それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が2である場合にあっては，それらの合計額）を控除して得た額を下回る場合には，当該控除して得た額）とし，その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て，50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

傷 病 補 償 年金	厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）による障害 厚生年金又は被用者年金制度の一 元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律（平成 24年法	<u>0.86</u>
------------------	---	-------------

		<u>0.88</u>
--	--	-------------

	律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。) 附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下この条において「障害厚生年金等」という。)	
	略	略
略	略	略

2 略

3 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それぞれの当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除して得た率)を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の数が2である場合にあっては、それらの合計額)を365で除して得た額を控除して得た額を下回る場合には、当該控除して得た額)とする。

障害厚生年金等	<u>0.86</u>
略	

	<u>0.88</u>

4 略